

鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）仕様書

1 派遣業務の概要

鳥取県立図書館（以下「図書館」という。）において蔵書点検作業等を行う。

2 業務内容

図書館の蔵書を携帯情報端末（バーコードリーダー）で読み取り、正しい位置に陳列し直す。

1日の読取り冊数は1人当たり5,000冊程度（令和元年度実績）

※本の移動・運搬等体力を要する業務を含む。

※読取り冊数等を勘案し、別途図書館職員が別業務の依頼を行う場合がある。

3 業務期間

令和3年1月26日から令和3年2月4日まで

4 派遣労働者の就業場所

鳥取県立図書館（鳥取市尚徳町101）

5 就業時間

午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩60分）

6 派遣労働者求人数

10人/日

7 派遣労働者の待遇

休憩机、制服等貸与

図書館職員による研修あり

交通費及び食糧費の支給なし

8 個人情報の保護

(1) 受注者は、本件労働者派遣業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務に係る労働者派遣契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、本件労働者派遣業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者等」という。）に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 秘密の保持

(1) 受注者は、本件労働者派遣業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、従事者等に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、本件労働者派遣業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(4) (1)から(3)までの規定は、本件労働者派遣業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(5) 発注者は、8の(2)の個人情報の保護及び(2)から(4)までの規定について、

その趣旨を徹底するため、受注者に対して派遣労働者の誓約書の提出を求めることがある。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱業務に係る労働者派遣契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者（派遣労働者を含む。）が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務に係る労働者派遣契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。